

長坂緑地における里山活動の基本的考え方

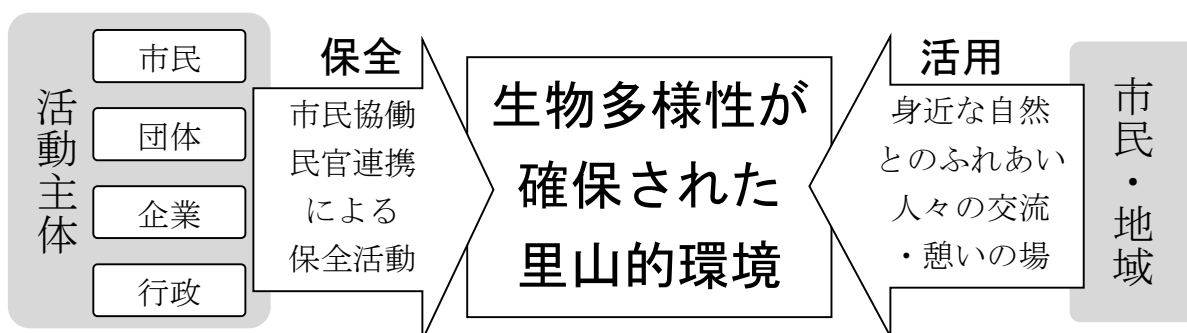
1 里山活動の根拠となる事業

長坂緑地での里山活動は、横須賀市が各種計画に位置付けている「里山的環境保全・活用事業（以下「本事業」という）」での取り組みの一つです。

市民・団体・企業・行政（以下「活動主体」という）が役割分担をしながら里山的環境を保全・活用していく体制をつくるとともに、市民が身近な自然にふれあえる環境を創出することが、本事業の趣旨となります。

里山的環境とは

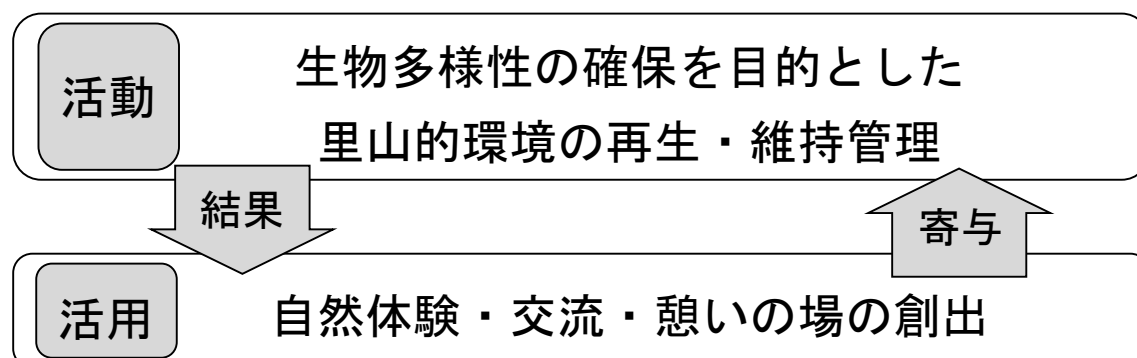
本市における里山環境とは「谷戸田」を中心とした自然と人間生活が共存する環境と定義しています。しかし、事業の目的は人が生活をする里山そのものを作るのではなく、かつて人と自然が共存していた里山「のような」環境を再生・保全し、活用するという意味で「里山『的』環境」と呼称しています。



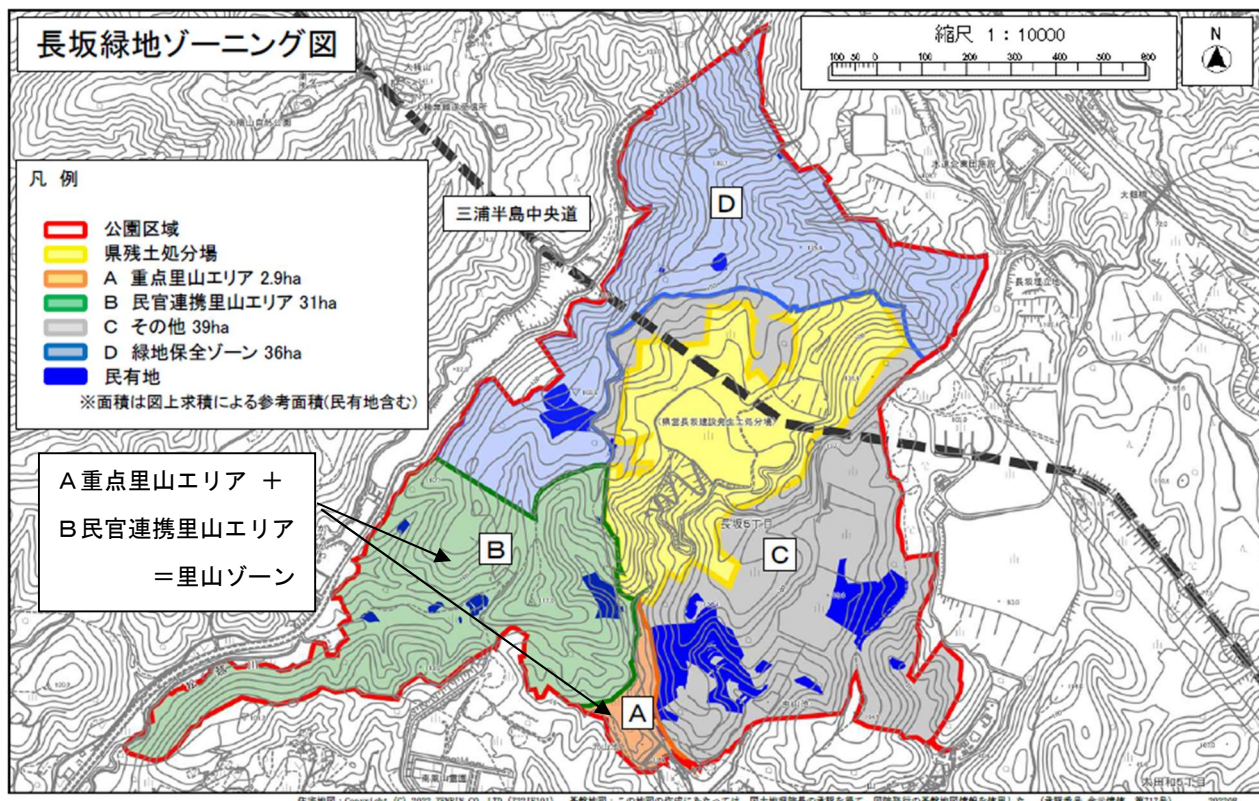
2 里山活動を行う目的

基本的な活動目的は自然環境の再生と保全であり、その目的を目指すための指標が「生物多様性の確保」です。多くの生物が生息、生育、繁殖する場を作るための手段として、適切に人の手が加えられた里山的環境の再生に取り組みます。さらに保全活動の結果として、自然体験や交流・憩いの場として「活用」できる里山的環境を創出し、市民や地域に還元することも目的の一つとなります。

このため、活動主体はただ里山的環境を活用するだけではなく、何らかの保全活動に携わることを原則とします。例えば、保全活動を含む自然体験や、保全活動への参加につなげるイベント活動、イベント開催による保全活動への資金・物品等の援助などを想定しています。



3 長坂緑地での里山活動対象区域



本事業の趣旨を踏まえ、長坂緑地では里山活動を行う「里山ゾーン」を設定し、ゾーン内には、市が主体となって市民協働により里山的環境を重点整備する「重点里山エリア」と、民間団体や企業が行政と役割分担しながら連携して、里山的環境の再生・保全・活用する「民官連携里山エリア」を定めました。

里
山
ゾ
ー
ン

A 重点里山エリア→市民団体・NPO との市民協働による整備（市が主体）

B 民官連携里山エリア→民間団体・企業による整備（市は活動場所を提供）

「民官連携里山エリア」については、エリア内の市有地を範囲とした活動団体を募集し、令和5年度から4年間を第1期として活動しています。

里山ゾーン以外については、緑地保全ゾーンや、里山活動に限らない多目的ゾーンを含むその他のゾーンがありますが、現時点での里山活動の範囲は「重点里山エリア」と「民官連携里山エリア」からなる「里山ゾーン」のみとなります。

なお緑地中央に位置する県の残土処分場用地や、各ゾーン内の民有地等は、いずれも市の事業の対象範囲外となります。

4 里山活動の基本方針

- ① 谷戸田や樹林地及びその周辺の自然環境の再生・保全活動
- ② 保全に寄与しながら自然環境の豊かさ・多様性を市民に還元できる活動
- ③ 活動の主体が他に依存せず自主財源（国や地方自治体の助成、企業等からの補助金を含む）で継続して行うことができる持続可能な活動